

# さいたま市立原山小学校PTA会則

## 第1章 名称および事務所

第1条 この会は、さいたま市立原山小学校PTAといい、事務所を同校内におきます。

## 第2章 目的と活動

第2条 この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における、児童の幸福な成長をはかると共に会員相互の親睦を深め、教養を高めることをもって目的とします。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をします。

- (1) 成人教育をさかんにして、よい保護者、よい教職員となるよう努めます。
- (2) 児童の生活環境、教育環境をよくします。
- (3) 家庭と学校と社会との緊密な連絡によって、児童の生活を補導します。
- (4) 児童の教育ならびに福祉に必要な研究調査および助成をします。
- (5) 国および地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力します。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な活動をします。

## 第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする社会教育関係団体として、次の方針によって活動します。

- (1) 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力します。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為は行いません。
- (3) この会または、この会の役員の名で公私の選挙の候補者の推せんをしません。
- (4) 学校の教育活動を助けるために意見を述べることができますが、直接に学校の運営や、教職員の人事には干渉しません。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員は、本校児童の保護者、本校に勤務する教職員とします。

## 第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費、PTA学校協力費その他をもってあてます。

第7条 会費は一家庭月額180円とし、PTA学校協力費は、一家庭月額55円とし、定額制とします。会員は、転入時において、速やかに残月分の会費を納入するものとします。転出時においては、届出をもって残月分の返金を受けることができます。

第8条 この会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わります。

## 第6章 役員

第9条 この会に次の役員をおき、任期は1か年とし、再選をさまたげません。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (うち1名は教頭先生)
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 若干名

- 第10条 役員の仕事は次の通りとします。
- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理します。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理します。
  - (3) 書記は
    - ①総会、評議員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録します。
    - ②記録、通信その他の書類を保管します。
    - ③会長の指示にしたがって、この会の庶務を行います。
  - (4) 会計は、総会で決定された予算にもとづき、いっさいの会計事務を処理します。

- 第11条 役員を選出は次の通りとします。
- (1) 会長、副会長、書記、会計は、全会員中より候補者を選出し、総会で承認を得ます。但し、副会長の内1名は教頭とします。

## 第7章 評議員

- 第12条 評議員は、会員から若干名選出します。
- 第13条 評議員の任期は一か年とし、再選をさまたげません。

## 第8章 監査

- 第14条 この会の会計を監査するために、若干名の監査をおきます。
- 第15条 監査は会員中から候補者を選び、総会で承認を得ます。
- 第16条 監査は会計を監査し、その結果を定期総会に報告します。
- 第17条 監査の任期は一か年とし、再選をさまたげません。

## 第9章 顧問

- 第18条 この会に顧問を置くことができます。
- (1) 顧問は評議員会で推せんして会長が委嘱します。
  - (2) 顧問の任期は役員に準じます。

## 第10章 会議

- 第19条 この会に次の会議をおきます。
- (1) 総会
  - (2) 評議員会
  - (3) 特別委員会
- 第20条 総会は会長が招集し次のようにします。
- (1) 総会は全会員をもって構成しこの会の最高議決機関とします。
  - (2) 総会は定期総会と臨時総会とします。
  - (3) 定期総会は毎年1回、年度の初めに開きます。
  - (4) 臨時総会は会長または評議員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開くことができます。
  - (5) 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定します。
  - (6) 総会は決算、予算、事業計画ならびに、その他重要事項について審議し、会長、副会長、書記、会計および監査の承認を行います。

## 第21条

### 評議員会

- (1) 評議員会は総会につぐ議決機関とし、会長が招集します。総会の中間議決機関の機能を果たし、議事は出席者の過半数をもって議決します。
- (2) 評議員会に付議する事項は次の通りとします。
  - ①各委員会の活動企画に対する審議
  - ②総会に提出する議案の審議
  - ③各種行事に関する審議
  - ④その他、臨時の重要事項

## 第22条

### 特別委員会

- (1) 特別委員会は、特定の目的を遂行するために必要に応じて、その都度設けることができます。

## 第23条

各委員会には代表1名を選出し、会長が委嘱します。

## 第24条

各委員会は会長の承認を経て、代表が随時開きます。

## 第25条

校長は学校の管理ならびに教育上各会議に出席して意見を述べるすることができます。

## 第11章

### 付 則

## 第26条

この会則以外に、会運営に必要な細則は会則に反しない限り、評議員会の議を経て定めることができます。

## 第27条

この会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができません。

## 第28条

この会則は、昭和32年4月1日より実施し、

昭和36年4月1日	第1次改正
昭和40年4月1日	第2次改正
昭和44年4月1日	第3次改正
昭和48年4月1日	第4次改正
昭和49年4月1日	第5次改正
昭和54年4月1日	第6次改正
昭和56年4月1日	第7次改正
昭和60年4月1日	第8次改正
平成4年5月27日	第9次改正
平成7年5月17日	第10次改正
平成9年4月1日	第11次改正
平成15年4月1日	第12次改正
平成23年5月13日	第13次改正
平成28年2月15日	第14次改正
平成30年2月19日	第15次改正
令和2年11月24日	第16次改正
令和4年4月1日	第17次改正
令和5年4月1日	第18次改正